

岡山市交通安全母の会連絡協議会会則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本会は、岡山市交通安全母の会連絡協議会といい、事務所を岡山市役所生活安全課交通安全室に置く。

(目的)

第2条 本会は、市内の各交通安全母の会の連絡提携をはかり、交通安全対策について研究協議することにより、交通事故のない明るい平和な町づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全国民総ぐるみ運動及び各種団体の交通安全運動への積極的参加並びにこれの推進についての協力
- (2) 交通安全座談会、講習会並びに後援会の開催
- (3) 交通違反追放運動の推進
- (4) 他団体との提携をはかり、交通安全施設の整備、充実の促進
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、市内の各交通安全母の会をもって組織する。(岡山中央警察署、岡山西警察署、岡山南警察署、岡山東警察署、岡山北警察署、赤磐警察署)

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	4名
理 事	若干名 (内会計2名, 書記2名)
監 事	2名

2 会長、副会長、理事及び監事は、会員のなかから総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、総会の議決にもとづいて会務を執行する。
- 4 監事は、会計の正常な執行をはかるため会計の監査を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員にはかって委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に答え、または意見を述べる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とし、会長が必要であると認めるとき招集する。

- 2 総会は、各会の代表者を持って、理事会は理事を持って構成する。
- 3 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会議の議事は出席会員または役員の仕事の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(権能)

第10条 総会は、この会則に規定するもののほか、次に事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要なこと

2 理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決に要しない会務の執行に関する事項
- (会 計)

第11条 本会に必要な経費は、会費、助成金及び寄付金を持って充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第13条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

この会則は、昭和43年3月5日から施行する。